

債権差押申立費用・添付書類一覧

(R5.9.25)

1. 申立手数料 4,000円 (収入印紙で納付)

ただし、債務名義・債権者・債務者が複数の場合は1増えるごとに4000円ずつ追加

2. 郵便切手 3,022円 (基本額)

ただし、当事者が複数の場合は、該当する当事者の数分を追加

〈内訳〉 命令正本送達分	140円 (債権者分)
	1,204円 (債務者分)
	1,250円 (第三債務者分)
陳述書送付分	344円 (裁判所送付分)
	84円 (債権者送付分)

※なお、陳述書送付分は第三債務者へ陳述催告を希望する場合のみです。

3. 提出書類

- ① 債権差押命令申立書 (表紙と以下4記載の3種類の目録をホチキス止めしてページ数を付したもの)
 - ② 第三債務者に対する陳述催告申立書 (希望者のみ)
 - ③ 執行力ある債務名義正本
 - (1) 執行文が必要です。ただし、不要のものもあります (例 家事審判書正本、家事調停調書正本 (養育費、婚姻費用分担金、扶養料、遺産分割金、財産分与等を請求する場合)、仮執行宣言付支払督促正本、仮執行宣言付少額訴訟判決正本)。
 - (2) 家事審判書正本の場合は確定証明書が必要です。
 - ④ 債務者に対する債務名義正本の送達証明書
 - ⑤ 商業登記簿謄本または代表者事項証明書 (当事者が法人の場合)
※ 法務局に申請して入手してください。
 - ⑥ 住民票 (当事者 (個人) の現住所が債務名義記載の住所と異なる場合)
 - ⑦ 戸籍謄本 (当事者 (個人) の氏名が債務名義作成時から変更している場合)
- ※⑤、⑥、⑦は申立前3ヶ月以内に発行されたものをご提出ください。

また、名称や住所地等について、債務名義に記載されたものから現在のものまでのつながりを示す資料 (戸籍の附票等) を求められる場合があります。

4. 添付目録

申立書使用分以外に、写し (コピー) を用意してください。

当事者目録・請求債権目録・差押債権目録→いずれも1部ずつ

〒500-8710 岐阜市美江寺町 2-4-1 〒507-0023 岐阜県多治見市小田町 1-22-1

岐阜地方裁判所民事部債権執行係

岐阜地方裁判所多治見支部債権執行係

TEL058-262-5219

TEL0572-22-0872

※なお、大垣支部、高山支部及び御嵩支部の各管轄については、岐阜地方裁判所 (本庁) での取り扱いとなります。